平成２２年（フ）第２０号
宮崎市和知川原３丁目144番地
債務者　外山　淳一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３号
宮崎市下北方町世々町369番地３　第一高妻マンション106号
債務者　井上　民子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４号
宮崎市下北方町世々町369番地３　第一高妻マンション106号
債務者　井上　芳文
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６６号
宮崎市大字芳士942番地１　フラワーマンション花ケ島弐番館1003号
債務者　窪田　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市曙３丁目９番１―308号　あけぼの市街地住宅
債務者　上原　厚子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４９号
長野市上松５丁目２番17号
債務者　網谷　郁代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県川西市平野２丁目６番14―508号
債務者　荒木真由美（旧姓磯崎）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡675番地の11
債務者　木下　房子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県淡路市竹谷884番地
債務者　谷　ひろみ（旧姓木南）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３９号
徳島県板野郡松茂町広島字東裏37番地１
債務者　多田　久子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４６号
徳島県吉野川市鴨島町喜来362番地28
債務者　板橋　景子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５８号
徳島県鳴門市大津町木津野字北の越４番地１
債務者　清重　雅史
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
徳島市論田町本浦中４番地―102号
債務者　代田　久美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
徳島市国府町井戸字天満13番地の12
債務者　大島　義之
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
高知県四万十市安並2702番地17
債務者　西尾　友美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３１号
高知県土佐清水市竜串26番33号
債務者　田中　三郎
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野132番地の２
債務者　丸山　幹彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１３４号
神戸市兵庫区大同町１丁目２番３号
債務者　長藤登貴子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部